

令和3年度 社会福祉法人 晃丘会 事業計画書

I 基本方針

令和3年度は晃丘会創立40周年を迎える年であり、新たな中長期事業計画（2021-2025）のスタートの年でもあるが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、今まで以上に事業の安定化と収益改善を意識した経営が求められる。この節目の年を将来への飛躍の契機とするためには、事業計画の実現に向けた具体的な行動が重要である。まずは感染症の大流行や大規模自然災害等の非常事態下でも事業継続を可能とするマネジメントの実現のために、BCP(事業継続計画)の策定と組織体制の見直し、財務基盤の強化を図ることを基本方針とする。

II 重点事項

1. 経営管理

法人経営の意思決定機関である評議員会・理事会・法人定例会議を適切に運営し、経営課題の抽出及び対応策を検討・実施して、事業環境の変化に対応できる持続可能な組織を構築する。

2. 財務管理

適切な会計処理により正確な財務諸表を作成・検証して、徹底したコストコントロールを行い、収益改善をすることで財務基盤を安定させる。

3. 人事管理

人事に関するポリシー（法人の職員に対する考え方）を基本に、多様な人材の多様な働き方に対応した評価制度と職場環境を整備して公平な人事管理を行う。

4. 地域貢献

高齢者福祉事業と障害者福祉事業を経営する法人の特色を活かして包括的に地域福祉に貢献できるように、地域の各種団体・行政・保健・医療・福祉機関との連携・協働を推進する。また、ボランティアの受け入れ、学校教育への協力、祭礼や防災訓練などの地域行事の参加を積極的に行い、地域との共生を図る。

III 事業計画

1. 法人本部

【基本方針】

今年度、法人本部は評議員会・理事会・法人定例会議を中心とした組織体制の見直しと強化を図り、中長期計画を推進し、法人経営の持続可能性を高めることを目的とする。

【重点事項】

①法人経営の強化

・評議員会・理事会・法人定例会議を中心に経営企画・業務執行機能の強化に取り組み、経営資源の有効活用と事業拡大を図る。

②事業管理

・法人定例会議において中長期計画及び各事業の進捗管理及び課題の収集・分析を行い、財務管理・勤怠管理システムを有効活用し生産性を高める。

③財務管理

・財務諸表の活用でコストコントロールを徹底して、収益改善とキャッシュフロー経営への体質改善を図る。

④人事管理

・人事に関するポリシー（職員に対する考え方）を基本として、多様な人材が最大限に能力を活かせる公平な評価制度と職場環境を整備する。

⑤緊急時対応、防火・防災対策

・防災・衛生管理委員会と連携して BCP(事業継続計画)を策定する。また、避難訓練等の実施と安否確認システムの活用で職員の防火・防災に関する意識・知識の向上に努める。
設計事務所と提携し施設・設備の修繕計画の策定を行う。

⑥労働災害防止・職員の健康管理

・防災・衛生管理委員会と連携して、定期健康診断の実施・予防接種指導・職場内点検等を計画的に行う。また、ストレスチェックを活用しメンタルヘルスに関する啓蒙を行うことで職員の安全と健康を確保する。

⑦ホームページ・求人サイトの有効活用

・法人定例会議において現状を精査し、財務内容、事業活動の公表および採用活動のツールとして真に活用可能なサイトへ見直しをする。

2. 高齢者福祉部門

[ケアハウス シャトーおおるり]

[特別養護老人ホームおおるりの森] [ショートステイおおるりの森] [デイサービスおおるりの森]

【基本方針】

活動の基本である法人理念のもと、法人ビジョン（あるべき姿）と運営方針を常に意識して業務に取り組む。

職員が魅力を感じる職場づくりを推進するとともに、安定した事業運営のために生産性の向上に努める。

【重点事項】

《 高齢者福祉部門 》

1. サービスの質の向上

オンラインセミナー等を有効活用して職員個々の資質向上に取り組む。

2. 適正な事業運営

守るべきルール、個々の役割や責任を明確にして質の高いサービスを継続して提供する。

全職員がコスト意識を持ち無駄を省いて経費の適正化と施設稼働率の向上を図る。

(1) ケアハウス シャトーおおるり

① 入居者の満足度向上への取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響で面会や外出の制限があり、今まで以上にストレスを抱えた状態の入居者の心情を理解し、少しでも快適に過ごしていただけるよう、生活相談員が中心となって施設援助方針の見直しと個別援助計画を作成・更新して、全職員がその計画に基づいた支援を徹底する。

② 入居者の確保 居室稼働率 目標65%

施設の特性を活かして、市の高齢福祉課や生活福祉課、また地域包括支援センターとの関係性を構築して住居確保要配慮者や生活困窮者等への入居相談を受け付けることで、地域福祉への貢献と稼働率の向上を図る。

③ 健康で生きがいのある生活の実現

嘱託医健診や定期健康診断等で入居者の健康状態の把握をする。

イベント、レクリエーションを工夫し、メリハリのある生活を過ごしていただく。

(2) 特別養護老人ホームおおりの森

①リーダー、中堅職員によるアドバイザー制研修の実施

リーダー、中堅職員を中心として、各分野の研修受講歴や技術習得者がアドバイザーとなりグループ研修等（少人数制）を行う。

- ・感染予防対応（嘔吐処理・発熱者対応）アドバイザー
- ・排泄ケア（オムツの選定・パットのあて方）アドバイザー
- ・移乗介助技術（腰痛予防）アドバイザー
- ・24時間シート作成アドバイザー

今年度は以上の4項目を強化し、技術の標準化を図る。

②認知症対応力の向上

現状のケア方法や知識を振り返り、まず介護者側の思い込みや先入観をなくす。周辺症状のみを課題とせず、ICFやひもときシートを活用しながら、ご本人の生活の困難さや気持ちを想像し、暮らしを創造できるよう全職種にて認知症対応力の向上を図る。

③QOLの改善

集団感染予防策を講じたレクリエーション様式を模索し、クラブ活動や運動、季節を感じられる行事等の充実を図る。

事業所名	会議名	開催頻度	内 容
シャトー おおりの	職員会議	月1回	施設長からの指示及び職員報告を基に検討を行い、全体の共通認識化を図る。 入居者処遇、業務関係、翌月の行事等の打ち合わせ、研修報告等を行う。
	事故防止 検討委員会 (身体的拘束 適正化委員会) (虐待防止 委員会)	年4回 以上	介護事故発生の防止及び再発防止の為の対策を検討する。 身体的拘束の予防の啓発をする。 虐待の予防と早期発見を目的とする。 年間研修計画表に基づき事故防止及び身体的拘束等適正化、虐待防止に関する研修を行う。
	感染予防 委員会	月1回	感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討する。 マニュアルの更新。
おおりの森	全体会議	月1回	施設長からの指示及び職員報告を基に検討を行い、全体の共通認識化を図る。 利用者対応、業務関係、翌月の行事等の打ち合わせ、研修報告を行う。
	リーダー 会議	月1回	施設長からの指示及び各ユニットの報告を基にユニット運営の検討を行う。

	事故防止 検討委員会	年6回	事故防止・虐待防止・身体拘束廃止・苦情に対する対応検討を行う。
	ユニット 会議	月1回	ユニットの運営及び他ユニットとの連携等について検討を行う。
	サービス 担当者会議	適宜	利用者、ご家族にも参加していただきサービスの内容の確認変更等について検討する。看取りケアのカンファレンスも含む。
	食事委員会	不定期	食事に関することすべてについて検討を行う。
	企画委員会	不定期	全体行事の企画。 ボランティアの受入れ。
	排泄ケア 委員会	年4回	おむつや下剤等の使用方法について検討し、利用者の排泄に関する QOL 向上を図る。
	褥瘡対策 委員会	年3回	褥瘡の予防・対応に関する検討を行う。 マニュアルの更新。
	感染予防 委員会	年3回以上	感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に関する対策の検討を行う。 マニュアルの更新。
合同	防災・衛生 管理委員会	月1回	職場・職員の衛生管理に関する検討と対応。 避難訓練・救急講習の開催及び、防火・防災に関する検討と対応。 マニュアルの改訂。

3. 障害者福祉部門

[障害者支援施設ひばり] [就労継続支援 B 型事業所ひばり]
 [共同生活援助事業所つぐみ] [サポートセンターひばり]
 [地域活動支援センターひばり] [日中一時支援事業所ひばり]

【基本方針】

令和3年度も、新型コロナウイルス感染防止を重点事項として進めていく中で、利用者の活動や、様々なニーズの実現に向けた支援にも制約が発生することが予想されます。しかし、制約の多い今

を、支援という仕事の基本を見つめ直す時、また、新しい発想を生み出していくチャンスの時と捉えることで、大きなマイナスをプラスに転じていきたいと考えます。

まずは、目の前にある支援の一つ一つに心を込めていくことで利用者の笑顔あふれる毎日を支え、そして、新たなチャレンジの機会を作り出していくことで、利用者の活躍を広げてまいります。

【重点事項】

《障害者福祉部門》

1. 障害ある方々やその家族のことを大切に考え、その困っていることに対して、「いつでもサポートすることが出来る」支援体制の構築を目指します。
2. 周囲の人々を、笑顔にしたり、元気にしたり、楽にしたり、優しくしたりすることの出来る障害ある方々の活躍のかたちを創り出し、社会に発信していく支援体制の構築を目指します。
3. いちごハートネット事業、フードバンク事業への参加、子ども食堂への協力等を通して社会貢献活動を進めるとともに、地域の諸問題に応え得る新たなネットワーク作りを目指します。
4. 新型コロナウイルス等の感染症防止に努め、利用者の健康の保持に努めます。

(1) 障害者支援施設 ひばり

<入所支援>

- ① 感染症予防に力を入れながらも外出の工夫など充実した余暇支援を進めます。
- ② 利用者がありのままの自然体で過ごせるよう、支援のあり方や生活環境を見直します。
- ③ 利用者のお気持ちや体調の変化により合わせた支援を柔軟に進めていくように、支援の工夫と連携を高めます。

<生活介護支援>

- ① 重度の障害ある方々の「傍を楽にする力」に着目した活動にチャレンジする機会を積極的に設け、日中活動における充実感や社会の中での活躍に繋げ、社会参加を実現させます。

(2) 就労継続支援（B型）事業所 ひばり

- ① 個々の能力に応じた作業提供の工夫をさらに進め、一人一人の出来ることを増やしていくことで、働くことの楽しみや充実感が高まるよう支援します。
- ② 利用者の心配事に真摯に向き合い、「来たい」と思える環境づくりを進めます。
- ③ 新たな自主商品作りにチャレンジし、自主商品のバリエーションを増やします。
- ④ 新たな販売方法・販売先の開拓を進めます。

(3) 共同生活援助事業所 つぐみ

- ① 高齢の利用者がこれからの生活を安心しておくれるように、医療との連携等、様々な工夫を進めます。
- ② 今後のグループホーム事業の拡大にも活かせるよう、業務の効率化や利用者の意思を大切にしたい支援の向上等に、ICTを積極的に活用します。

(4) サポートセンター ひばり

- ① 障害や疾患等への視点にとらわれることなく、その人としっかり向き合い、その人にとっての幸せな生活が送れるようサポートします。

② 「聴く、聞く、訊く」をコンセプトに、訪問を中心に直接会うことを大切にします。

(5) 健康管理

- ① 看護師をリーダーとし、利用者の健康への配慮を高めます。
- ② 喀痰吸引研修の受講、看護師の増員等により、医療的支援行為の必要な方への対応力を高めます。

(6) 栄養管理

- ① 利用者に満足していただける「美味しい食事」の提供の為、メニューの改善や選択機会を増やす取り組み等を進めます。
- ② 偏食傾向のある利用者、嚥下機能の低下した利用者が、食事を楽しめるよう工夫します。

(7) 危機管理

- ① 利用者への安全配慮意識を高める取り組みを進めます。
- ② 各種危機管理マニュアルを見直し、実行性を高めます。

(8) 地域交流

- ① 利用者の個性や優しさが地域の方々に理解されるよう、その発信方法を工夫します。
- ② 地域にある様々な問題に対して、障害部門としてどのような関わりや働きかけが出来るのか、これまでに形成したネットワークの発展、新たなネットワーク作り等、積極的に展開します。

(9) 定例会議

以下の会議を実施することで、利用者支援の充実を図る。

会議名	担当者	開催頻度	内 容
職員会議	施設長	月 1 回	施設長及び法人本部よりの伝達、各部署からの報告を行い全体への徹底化を図る。設定されたテーマによるグループディスカッションを行う。
リーダー会議	各リーダー	月 1 回 以上	支援の方向性の確認、解決すべき課題の検討、職員のスキルアップ等、必要に応じてテーマ設定を行い、月 1 回以上の開催としていく。
ケース会議	サービス管理 責任者 相談支援専門 員及び各利用 者担当	月 1 回	利用者の意思を尊重した支援方法、その方の良い点や、その人らしさに着目した支援方法を検討する。
入所会議	サービス 管理責任者	月 1 回	利用者一人ひとりの生活の中の楽しみや安心感につながる支援の進め方を、利用者の意思決定を最優先して検討する。

生活介護 会議	サービス 管理責任者	月1回	重度の障害ある方々の「傍を楽にする力」に着目し、一人ひとりが社会の中でどのような活躍が出来るのか、その支援方法を検討する。
就労継続 支援会議	サービス 管理責任者	月1回	利用者の心配事への対応の工夫、出来ることを増やす工夫等、一人ひとりの支援内容の検討を進める。また、新しい自主商品の商品力を高めるための検討を進める。
つぐみ会議	サービス 管理責任者	月1回	利用者の高齢化などの変化への対応や、ICTを活用した支援の向上等の検討を進める。
栄養ケア会議	看護師 管理栄養士	月1回	利用者の身体面での変化や医療機関からの情報等を基に、看護師、管理栄養士、サービス管理責任者、利用者担当職員等で利用者の健康維持のための検討を進める。
相談支援会議	相談 リーダー	適宜	情報の共有とケース検討、様々な社会資源の活用に向けた検討等を進める。
安全委員会	看護師	適宜	医療的ケアを安全に進めていくための検討を進める。
虐待防止委員会	施設長 サービス管 理責任者	3か月に 1回以上	虐待予防システムの活用等を通して、施設内の虐待防止意識を高めるための取り組みを進めるとともに、具体的な支援の改善を図る。
事故防止委員会	施設長 サービス管理 責任者	3か月に 1回以上	サービス管理責任者からの事故防止の呼びかけや、ヒヤリハット報告の確認及び対応の検討、リスクマネジメントマニュアルの作成に関する検討などを進める。検討内容を職員会議等で周知させていく。
感染防止委員会	施設長・看護師 サービス管理 責任者	3か月に 1回以上	施設内に感染を持ち込まない・拡大させないための対策を検討し、周知させていく。
身体拘束適正化 検討委員会	施設長 サービス管理 責任者	3か月に 1回以上	身体拘束が疑われる行為が発生していないか、また、身体拘束が行われている場合、適正に進められているかを検証するとともに、身体拘束を無くしていくために必要な工夫を検討していく。